

金沢市観光協会WEBページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、金沢市観光協会のWEBページ（以下「市協会WEBページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市協会WEBページ 金沢市観光協会が管理するWEBページのことをいう。
- (2) バナー広告 市協会WEBページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市協会WEBページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 市協会WEBページに広告を掲載できる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先WEBページ内容の範囲は、金沢市観光協会広告掲載要綱第4条及び金沢市観光協会広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(広告の規格、禁止表現、制限事項)

第5条 広告の規格、禁止表現、制限事項は、別表に定めるとおりとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第6条 広告の掲載位置及び枠数は会長が指定する。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は、別途会長が定める。
- 3 広告掲載希望者が望むときは、会長が複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告掲載の手続き等)

第8条 市協会WEBページに広告掲載を希望する者は、金沢市観光協会WEBページバナー広告掲載申込書により、会長が指定した期日までに申し込まなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定して、その結果を当該申込みをした者に通知するものとする。この場合において、第6条の規定により定められた広告の枠数を超える申込みがあったときは、抽選により掲載する広告を決定する。
- 3 前項の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、当該広告掲載の決定後速やかに広告原稿を指定する場所に提出しなければならない。

- 4 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、広告主に対して、広告原稿の修正を指示することができる。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、別途会長が定める。

- 2 広告主は、会長が指定した期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載に係る決定の取消し又は契約の解除)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る決定を取り消し、又は契約を解除することができる。

- (1) 広告主が第8条第5項の規定により指示に従わないとき。
 - (2) 広告掲載に係る決定又は契約の締結を行った後の事情変更等により当該広告が金沢市観光協会広告掲載要綱第4条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 会長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
 - (4) その他当該広告掲載を行うことが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の規定により広告掲載に係る決定の取消し又は契約の解除をした場合において、広告物の削除、訂正等に要する経費は、広告主の負担とする。ただし、同項第4号の事由による場合は、この限りではない。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、掲載した広告に関し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(リンク先)

第12条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに指定する場所に連絡しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は金沢市観光協会広告掲載要綱の規定を適用する。

附則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

別表

規格	大きさ	縦60ピクセル×横120ピクセル
	形式	G I F (アニメーション可)・J P E G・P N G
	データ容量	8KB以下
禁止表現	<ol style="list-style-type: none"> 1. 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの (例)「閉じる」「いいえ」「キャンセル」 など 2. 実際には機能しないもの (例) 入力できそうにみえるテキストボックス など 3. 金沢市観光協会または金沢市の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用 (例) 市観光協会および金沢市ホームページと類似の色調、金沢市章の使用 など 4. 閲覧者に不快感を与えるおそれのあるもの (例) 高速に点滅・振動するイメージ、彩度の高い赤の点滅表示、コントラストの強い画面の反転表示 など 5. その他広告の表現として適当でないと認められるもの 	
制限事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文字色と背景色との差（コントラスト、明度等）を十分にとり、解像度については適切な処理を行い、読みやすくすること 2. GIF アニメーション <ul style="list-style-type: none"> ・画像の大部分が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とすること ・イメージ等の点滅は、その間隔を原則として1秒間に2回未満とする 	